

交付規程様式等

第1号様式

交付申請書兼実績報告書（第4条関係）

第1号様式(その2)

経費使用明細書(中小企業等)

第1号様式(その3)

経費使用明細書(中小企業等以外)

第2号様式

交付決定通知書兼交付額確定通知書（第6条第1項関係）

第3号様式

交付申請取下届出書（第7条関係）

第4号様式

請求書（第8条第2項関係）

第5号様式

取得財産等管理台帳（第10条関係）

第6号様式

財産処分承認申請書（第11条第2項関係）

第6号様式(その2)

財産処分承認申請書

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会  
会長 木場 宣行 殿

申請者 住 所 〒  
氏名又は名称  
代表者役職・氏名  
(貸渡し先 (リースの場合) )

令和7年度被害者保護増進等事業費補助金  
(自動車運送事業の安全総合対策事業の部) 交付申請書兼実績報告書

令和7年度被害者保護増進等事業費補助金（自動車運送事業の安全総合対策事業の部）  
交付規程（以下「交付規程」という。）第4条の規定に基づき下記のとおり申請及び報告  
します。

なお、補助事業の実施に当たり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭  
和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30  
年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

1 補助対象事業の内容

2 補助対象経費 金 円

3 補助金交付申請額 金 円

4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者（所属部署・職名・氏名）
	電話番号
	Eメールアドレス @
担当者 連絡先	担当者（所属部署・職名・氏名）
	住所 〒 -
	電話番号
	Eメールアドレス @

5 添付書類（交付規程別紙2参照）

- (1) 申請者の営む主な事業及びその内容
- (2) 申請者の資産及び負債に関する事項
- (3) 補助対象事業に関する収支予算書
- (4) その他補助金の交付に関して参考となる書類

第1号様式（その2）【先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援に限る。】

1. 補助事業に要した経費

経費名	経費配分額	経費使用明細書	
		基数	単価
( )衝突被害軽減ブレーキ (歩行者検知機能付き) の導入	円	両	円
( )車間距離制御装置＋ 車線維持支援制御装置 の導入	円	両	円
( )ドライバー異常時 対応システム の導入	円	両	円
( )先進ライト の導入	円	両	円
( )側方衝突警報装置 の導入	円	両	円
( )後側方接近車両注意喚起装置 の導入	円	両	円
( )統合制御型可変式速度超過抑制装置 の導入	円	両	円
( )アルコール・インターロック の導入	円	両	円
( )事故自動通報システム の導入	円	両	円
( )車輪脱落予兆検知装置 (後付のものを除く) の導入	円	両	円
( )道路標識注意喚起装置 の導入	円	両	円
合計	円		

\*経費使用明細書の根拠となる内訳書を添付すること。

内訳  A 衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）：（3.5t 超のトラック・バス）  
1 車両あたり \_\_\_\_\_ 円×1/2＝\_\_\_\_\_ 円 上限額：100,000 円

B 車間距離制御装置＋車線維持支援制御装置：（トラック・バス・タクシー）  
1 車両あたり \_\_\_\_\_ 円×1/2＝\_\_\_\_\_ 円 上限額：100,000 円

C ドライバー異常時対応システム：（トラック・バス・タクシー）  
1 車両あたり \_\_\_\_\_ 円×1/2＝\_\_\_\_\_ 円 上限額：100,000 円

D 先進ライト：（トラック・バス・タクシー）  
1 車両あたり \_\_\_\_\_ 円×1/2＝\_\_\_\_\_ 円 上限額：100,000 円

E 側方衝突警報装置：（3.5t 超 8 t 以下のトラック・バス）  
1 車両あたり \_\_\_\_\_ 円×1/2＝\_\_\_\_\_ 円 上限額：50,000 円

F 後側方接近車両注意喚起装置：（3.5t 超のトラック・バス）  
1 車両あたり \_\_\_\_\_ 円×1/2＝\_\_\_\_\_ 円 上限額：50,000 円

G 統合制御型速度超過抑制装置：（バス）  
1 車両あたり \_\_\_\_\_ 円×1/2= \_\_\_\_\_ 円 上限額：100,000 円

H アルコール・インターロック：（トラック・バス・タクシー）  
1 車両あたり \_\_\_\_\_ 円×1/2= \_\_\_\_\_ 円 上限額：100,000 円

I 事故自動通報システム：（トラック・バス・タクシー）  
1 車両あたり \_\_\_\_\_ 円×1/2= \_\_\_\_\_ 円  
上限額（後付け以外）：50,000 円  
上限額（後付け・サブスクリプション以外）：30,000 円  
上限額（後付け・サブスクリプション）：月額料金 \_\_\_\_\_ 円×12 ヶ月×1/2= \_\_\_\_\_ 円  
（算出額が 30,000 円を超える場合は 30,000 円とする。）

J 車輪脱落予兆検知装置：（8t 以上のトラック・乗車定員 30 人以上のバス）  
1 車両あたり \_\_\_\_\_ 円×1/2= \_\_\_\_\_ 円 上限額： 50,000 円

K 道路標識注意喚起装置：（トラック・バス・タクシー）  
1 車両あたり \_\_\_\_\_ 円×1/2= \_\_\_\_\_ 円 上限額： 30,000 円

L 1 車両あたり合計 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K)  
\_\_\_\_\_ 円  
上限額：200,000 円(トラック)  
300,000 円(バス)  
150,000 円(タクシー)

【補助金額合計】 L \_\_\_\_\_ 円× \_\_\_\_\_ 両= \_\_\_\_\_ 円

\*トラックにはトラクタ（第5輪荷重を有するもの）を含む。

※1 消費税は含まずに算出すること。

※2 補助金申請額の算出において、100 円未満の端数が発生した場合には、100 円未満の金額を切り捨てる。

2. 完了した補助対象事業の概要（整備実績（整備地域・営業所、車両数等）の概略を記載する。）

営業所名等

_____ 営業所	(配置車両数 _____ 両)	装置導入車両数 _____ 両
_____ 営業所	(配置車両数 _____ 両)	装置導入車両数 _____ 両
_____ 営業所	(配置車両数 _____ 両)	装置導入車両数 _____ 両
_____ 営業所	(配置車両数 _____ 両)	装置導入車両数 _____ 両
_____ 営業所	(配置車両数 _____ 両)	装置導入車両数 _____ 両
		合計 _____ 両

3. 補助事業の完了年月日

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

\*その他補助事業が完了したことを確認するに足りる書類（車検証の写し等）を添付すること。

4. 申請者法人番号

申請者法人番号（13桁）：

第1号様式（その3）【先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援（貸切バス事業者において、中小企業以外のもの）に限る。】

1. 補助事業に要した経費

経費名	経費配分額	経費使用明細書	
		基数	単価
( )衝突被害軽減ブレーキ (歩行者検知機能付き) の導入	円	両	円
( )車間距離制御装置＋ 車線維持支援制御装置 の導入	円	両	円
( )ドライバー異常時 対応システム の導入	円	両	円
( )先進ライト の導入	円	両	円
( )側方衝突警報装置 の導入	円	両	円
( )後側方接近車両注意喚起装置 の導入	円	両	円
( )統合制御型可変式 速度超過抑制装置 の導入	円	両	円
( )アルコール・インターロック の導入	円	両	円
( )事故自動通報システム の導入	円	両	円
( )車輪脱落予兆検知装置 (後付のものを除く) の導入	円	両	円
( )道路標識注意喚起装置 の導入	円	両	円
合計	円		

\*経費使用明細書の根拠となる内訳書を添付すること。

内訳  A 衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）：（バス）  
1車両あたり \_\_\_\_\_円×1/3＝\_\_\_\_\_円 上限額： 67,000円

B 車間距離制御装置＋車線維持支援制御装置：（バス）  
1車両あたり \_\_\_\_\_円×1/3＝\_\_\_\_\_円 上限額： 67,000円

C ドライバー異常時対応システム：（バス）  
1車両あたり \_\_\_\_\_円×1/3＝\_\_\_\_\_円 上限額： 67,000円

D 先進ライト：（バス）  
1車両あたり \_\_\_\_\_円×1/3＝\_\_\_\_\_円 上限額： 67,000円

E 側方衝突警報装置：（バス）  
1車両あたり \_\_\_\_\_円×1/3＝\_\_\_\_\_円 上限額： 33,000円

F 後側方接近車両注意喚起装置：（バス）  
1車両あたり \_\_\_\_\_円×1/3＝\_\_\_\_\_円 上限額： 33,000円

**G** 統合制御型可変式速度超過抑制装置：（バス）

1 車両あたり \_\_\_\_\_ 円 × 1/3 = \_\_\_\_\_ 円 上限額： 67,000 円

**H** アルコール・インターロック：（バス）

1 車両あたり \_\_\_\_\_ 円 × 1/3 = \_\_\_\_\_ 円 上限額： 67,000 円

**I** 事故自動通報システム：（バス）

1 車両あたり \_\_\_\_\_ 円 × 1/3 = \_\_\_\_\_ 円

上限額（後付け以外）：33,000 円

上限額（後付け・サブスクリプション以外）：20,000 円

上限額（後付け・サブスクリプション）：月額料金 \_\_\_\_\_ 円 × 12 ヶ月 × 1/3 = \_\_\_\_\_ 円

（算出額が 20,000 円を超える場合は 20,000 円とする。）

**J** 車輪脱落予兆検知装置：（乗車定員 30 人以上のバス）

1 車両あたり \_\_\_\_\_ 円 × 1/3 = \_\_\_\_\_ 円 上限額： 33,000 円

**K** 道路標識注意喚起装置：（バス）

1 車両あたり \_\_\_\_\_ 円 × 1/3 = \_\_\_\_\_ 円 上限額： 20,000 円

**L** 1 車両あたり合計（**A**+**B**+**C**+**D**+**E**+**F**+**G**+**H**+**I**+**J**+**K**） \_\_\_\_\_ 円

上限額：200,000 円

【補助金額合計】 **L** \_\_\_\_\_ 円 × \_\_\_\_\_ 両 = \_\_\_\_\_ 円

※1 消費税は含まずに算出すること。

※2 補助金申請額の算出において、100 円未満の端数が発生した場合には、100 円未満の金額を切り捨てる。

2. 完了した補助対象事業の概要（整備実績（整備地域・営業所、車両数等）の概略を記載する。）

営業所名等

_____ 営業所（配置車両数 _____ 両）	装置導入車両数 _____ 両
_____ 営業所（配置車両数 _____ 両）	装置導入車両数 _____ 両
_____ 営業所（配置車両数 _____ 両）	装置導入車両数 _____ 両
_____ 営業所（配置車両数 _____ 両）	装置導入車両数 _____ 両
_____ 営業所（配置車両数 _____ 両）	装置導入車両数 _____ 両
合計 _____ 両	

3. 補助事業の完了年月日

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

\*その他補助事業が完了したことを確認するに足りる書類（車検証の写し等）を添付すること。

4. 申請者法人番号

申請者法人番号（13桁） :

**令和7年度被害者保護増進等事業費補助金**  
**（自動車運送事業の安全総合対策事業の部）交付決定通知書兼交付額確定通知書**

補助事業者  
（貸渡し先（リースの場合））

令和 年 月 日付け第 号で交付申請兼実績報告のあった令和7年度被害者保護増進等事業費補助金（自動車運送事業の安全総合対策事業の部）については、令和7年度被害者保護増進等事業費補助金に係る補助対象事業（自動車運送事業の安全総合対策事業の部）交付規程（令和7年6月13日輸技協事国事第7-1号。以下「交付規程」という。）第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定し、その額を確定したので、通知する。

令和 年 月 日

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会  
会 長 木 場 宣 行

記

1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付け第 号交付申請兼完了実績報告のとおりである。

2 補助基本額、交付決定額及び確定額は次のとおりである。

補助対象経費	金		円
交付決定額	金		円
確定額	金		円

3 交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。

4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、被害者保護増進等事業費補助金交付要綱（昭和55年9月12日自保第151号）、被害者保護増進等事業費補助金交付要綱実施要領（自動車運送事業の安全総合対策事業の部）（平成10年6月17日自保第128号の2）及び交付規程に従わなければならない。

5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は令和 年 月 日とする。

6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者（所属部署・職名・氏名）
	電話番号
	Eメールアドレス @
担当者 連絡先	担当者（所属部署・職名・氏名）
	住所 〒 -
	電話番号
	Eメールアドレス @

第 年 月 日  
令和

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会  
会長 木場 宣行 殿

申請者 住 所 〒  
氏名又は名称  
代表者役職・氏名  
(貸渡し先(リースの場合) )

令和7年度被害者保護増進等事業費補助金  
(自動車運送事業の安全総合対策事業の部) 交付申請取下届出書

令和 年 月 日付け輸技協事国事第7- 号で交付決定通知兼交付額確定通知のあった令和7年度被害者保護増進等事業費補助金（自動車運送事業の安全総合対策事業の部）については、令和7年度被害者保護増進等事業費補助金（自動車運送事業の安全総合対策事業の部）交付規程第7条の規定に基づき、下記の事項に不服があるので取下げます。

記

- 1 補助金の額
- 2 交付申請年月日 令和 年 月 日
- 3 不服のある交付決定内容又は交付決定に付された条件
- 4 同上理由
- 5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者（所属部署・職名・氏名）
	電話番号
	Eメールアドレス @
担当者 連絡先	担当者（所属部署・職名・氏名）
	住所 〒 -
	電話番号
Eメールアドレス @	

第 年 月 日  
令和

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会  
会長 木場 宣行 殿

申請者 住 所 〒  
氏名又は名称  
代表者役職・氏名  
(貸渡し先(リースの場合) )

### 令和7年度被害者保護増進等事業費補助金 (自動車運送事業の安全総合対策事業の部) 請求書

令和7年度被害者保護増進等事業費補助金（自動車運送事業の安全総合対策事業の部）  
に係る補助対象事業については、額の確定に基づき、下記のとおり支払を請求いたします。

記

1. 請求金額	金 円	
2. 受取人 (口座名義)	フリガナ	
	氏名	
3. 振込先金融 機関及び 支店名	銀行 金庫 組合	支店
	*該当に○を付す。	
4. 預金種別	普通預金 ・ 当座預金 *いずれかに○を付す。	
5. 口座番号		

#### 1 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者（所属部署・職名・氏名）
	電話番号
	Eメールアドレス @
担当者 連絡先	担当者（所属部署・職名・氏名）
	住所 〒 -
	電話番号
	Eメールアドレス @

第5号様式（第10条関係）

被害者保護増進等事業費補助金（自動車運送事業の安全総合対策事業の部）

取得財産等管理台帳（令和7年度）

財産名 <sup>注1</sup>	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月日	耐用 年数 <sup>注2</sup>	保管場所

注1 対象となる取得財産等は、自動車運送事業の安全総合対策事業の部により取得した機器等とする。

注2 耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）において定める期間とすること。

第 年 月 日  
令和

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会  
会長 木場 宣行 殿

申請者 住 所 〒  
氏名又は名称  
代表者役職・氏名  
(貸渡し先(リースの場合) )

令和7年度被害者保護増進等事業費補助金（自動車運送事業の安全総合対策事業の部）  
により取得する補助対象機器に係る財産処分について

標記について、令和7年度被害者保護増進等事業費補助金（自動車運送事業の安全総合対策事業の部）交付規程第11条第2項に基づき、取得した財産の処分について承認を求めます。

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

責任者 連絡先	責任者（所属部署・職名・氏名）
	電話番号
	Eメールアドレス @
担当者 連絡先	担当者（所属部署・職名・氏名）
	住所 〒 -
	電話番号 Eメールアドレス @

第6号様式（その2）

1 処分の種類

（ 転用 有償譲渡 有償貸付 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄 抵当権の設定 ）

2 処分の概要

間接補助事業者 ※リースを利用する場合にあっては、リース事業者名			所在地 ※リースを利用する場合にあっては、貸し渡し先使用者の氏名または名称及び住所		
装置 又は 機器			車台番号又は登録番号		
補助 年度	補助金交付 申請額	総事業費 (補助対象経費)	処分制限期間 (A) (注)	経過年数 (B)	残存年数 (A - B)
年	円	円	年	年 ヶ月	年 ヶ月
経緯及び処分の理由					処分（抵当権の設定）予定年月日

注 処分制限期間（A）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）において定める期間とすること。